日本年金機構
Japan Pension Service

【国民年金】【厚生年金保険】

障害厚生年金の請求手続きのご案内

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様の年金請求書には、次の○印の書類を添付してください。

相談受付　令和　　年　　月　　日　担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項番	添付書類	対象	提出前にご確認を
1	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※ 戸籍一部事項証明書（戸籍抄本）※	本人　配偶者　子	☑
2	住民票　（続柄の記載があるもの）※	本人　世帯全員	☑
3	所得証明書・課税（非課税）証明書 （平成･令和　　年度〔平成･令和　　年分〕～平成･令和　　年度〔平成･令和　　年分〕）	配偶者　子	☑
4	請求者名義の預金（貯金）通帳 請求者名義のキャッシュカード ＊貯蓄口座では年金の受け取りができません。 いずれかの書類のコピー （金融機関名、支店番号、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の記載がある面）	本人	☑
5	学生証 在学証明書 いずれかの書類のコピー	子	☑
6	障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書		☑
7	診断書・レントゲンフィルム・心電図	本人　子	☑
	ア　障害認定日：平成･令和　　年　　月　　日～平成･令和　　年　　月　　日の症状の診断書 イ　現　　在：請求手続き以前３カ月以内の症状の診断書		☑
8	受診状況等証明書（初診日等の証明）		☑
9	病歴・就労状況等申立書		☑
10	年金加入に係る確認書類 ア　基礎年金番号通知書等の基礎年金番号が確認できる書類のコピー イ　被保険者記録照会回答票 ウ　年金証書・恩給証書（受給権があるものすべて）のコピー		☑
11	その他に必要な書類 ア　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 イ　第三者行為事故状況届および添付書類（確認書、交通事故証明書、示談書など） ウ　生計維持申立書 エ　時効に関する申立書または請求遅延に関する申立書 オ　その他（　　）		☑

※ 障害認定日による請求の場合は、障害認定日以降かつ請求日以前６カ月以内のものを添付してください。
事後重症による請求の場合は、請求日以前１カ月以内のものを添付してください。

（提出時期　令和　　年　　月　　日 以降）

手続きの際の注意事項

- 代理人の方が相談にお越しになるときは、「委任状」のほか、代理人の方のご本人確認のため運転免許証などをご用意ください。
- 添付書類は、「コピー」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄(抄)本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいたうえで、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）
- マイナンバー（個人番号）をご記入いただくことにより、戸籍、住民票、所得証明書等の添付を省略できる場合があります。マイナンバーによる添付省略については、4ページをご確認ください。

記入上の注意事項

■この請求書は、厚生年金保険加入中に初診日がある場合にご提出ください。

■請求する方の状況に応じて、書き方が異なりますのでご注意ください。

■日本年金機構のホームページに年金請求書の記入方法等が確認できる動画を掲載しています。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shougainenkinseikyu.html

記入方法が動画で確認できます。

【二次元コード】

＜請求書１ページ＞

基礎年金番号や年金手帳記号番号が２つ以上ある場合は、窓口にお申し出ください。

様式第104号

年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）
〔障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金〕

○□□のなかに必要事項をご記入ください。（◆印欄には、なにも記入しないでください。）
○黒インクのボールペンでご記入ください。＊鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
○フリガナはカタカナでご記入ください。

職員記入欄	入力処理コード	年金コード	受付登録コード
	4 3 0 0 0 2	1 3	8 4 1 0 4

課所符号	進達番号	厚年資格
		10・20 21・22

船保資格	記録不要制度					作成原因
10・20 21・22	(厚年)	(船員)	(国年)	(国共)	(地共)	(私学)	02

船戦加	重	未保	支保	配状

二次元コード

障害年金センター 受付年月日

実施機関等 受付年月日

個人番号（マイナンバー）を記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になります。

個人番号（マイナンバー）をご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、個人番号（マイナンバー）を登録させていただきます。

個人番号（マイナンバー）の登録後は、年１回の現況の確認(現況届)や住所変更の届出が原則不要になります。

1. 請求者（年金を受ける方）についてご記入ください。

※個人番号（マイナンバー）を記入された場合、個人番号カード（マイナンバーカード）等の提示または写しの提出が必要です。
詳しくは6ページをご確認ください。

❶ 個人番号※（マイナンバー）	X X X X X X X X X X X X	❷ 生年月日	5.昭和 7.平成 X X 年 X X 月 X X 日
基礎年金番号	X X X X X X X X X X	電話番号	XX －XXXX－XXXX
❸ 氏名	(フリガナ) ネンキン タロウ (氏) 年金 (名) 太郎	❹ 性別	①男 ②女
❺ 住所の郵便番号	1680071	❻ 住所	(フリガナ) スギナミク 杉並 市区町村 タカイドニシ 3-5-24 高井戸西3丁目5番24号
社会保険労務士の提出代行者欄			

＊日中に連絡が取れる電話番号（携帯も可）をご記入ください。

原則として、住民票住所をご記入ください。

ただし、住民票住所と異なる居所を通知書等送付先とする場合には、例外的に年金請求書の住所欄に通知書等送付先を記入したうえで、別途、「住民基本台帳による住所等の更新停止・解除申出書」をご提出ください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。

貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1)公金受取口座の利用意思	① 利用する	② 利用しない（または未登録）

※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や金融機関の証明は不要です。

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。（公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。）

❽ (2)年金振込先	① 金融機関	❾ 金融機関コード	❿ 支店コード	(フリガナ) ネンキン 銀行	(フリガナ) タカイド 本店 支店	⓫ 預金種別	⓬ 口座番号（左詰めで記入）
		◆	◆	年金	高井戸	1.普通 2.当座	X X X X X X

② ゆうちょ銀行	貯金通帳の記号（左詰めで記入）	⓬ 番号（右詰めで記入）	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄
		－	記入不要

口座名義人氏名（カタカナ）	(氏) ネンキン	(名) タロウ

※通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の面）を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明は不要です。

上記(1)で「2利用しない（または未登録）」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

⓭ (3)公金受取口座の登録意思	① 登録する	② 登録しない

公金受取口座については2ページをご参照ください。

連絡欄

公金受取口座として登録済の口座を年金振込先にする場合であっても、口座情報の記入は必要です。

年金振込先を公金受取口座へ登録する場合は１を、登録しない場合は２を○で囲んでください。

＜年金振込先について＞

金融機関またはゆうちょ銀行の証明を受けてください。

なお、次の場合は、金融機関またはゆうちょ銀行の証明は必要ありません。

・預金通帳 （貯金通帳） を持参する場合
・次のコピーのうちいずれか１点を添付する場合
　① 預金通帳（貯金通帳）
　② キャッシュカード
　③ 預金口座を明らかにすることができる金融機関が発行する書類
・インターネット専業銀行等の口座番号がわかる画面をプリントアウトしたもの等を添付する場合
・公金受取口座として登録済の口座を指定する場合

注）貯蓄口座では年金の受け取りができません。
　　また、インターネット専業銀行の中には年金の受け取りができない銀行もありますのでご注意ください。

＜請求書３ページ＞

「１.障害認定日による請求」を○で囲んだ場合は、「障害認定日による請求」で受給権が発生しなかった際に、「事後重症による請求」として障害給付を請求するかどうか「事後重症請求に関する確認事項」から選んで○で囲んでください。

「２.事後重症による請求」を○で囲んだ場合は、あてはまる理由を「事後重症請求に関する確認事項」から選んで○で囲んでください。

3. 障害給付の請求事由や障害の原因である傷病等に関してご記入ください。

(1) この請求は、下の欄にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。
また、「事後重症請求に関する確認事項」の該当する番号も○で囲んでください。

障害給付の請求事由	事後重症請求に関する確認事項
(1.) 障害認定日による請求 →	(1.)「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」として障害給付を請求する。 (2.)「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」による請求は行わない。
(2.) 事後重症による請求 →	(1.)「障害認定日による請求」を行った結果、不支給となった。 (2.) 障害認定日の障害の状態は障害等級に該当しなかったが、その後症状が悪化し障害の状態が重くなった。 (3.) その他（　　）
(3.) 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求	

(2) 障害の原因である傷病についてご記入ください。

	1.	2.	3.
傷病名	脳出血		
傷病の発生した日	(昭和) (平成) (令和) 2 年 4 月 25 日	(昭和) (平成) (令和) 年 月 日	(昭和) (平成) (令和) 年 月 日
初診日	(昭和) (平成) (令和) 2 年 4 月 25 日	(昭和) (平成) (令和) 年 月 日	(昭和) (平成) (令和) 年 月 日
初診日において加入していた年金制度	(1.国年) (2.厚年) (3.共済) (4.未加入)	(1.国年) (2.厚年) (3.共済) (4.未加入)	(1.国年) (2.厚年) (3.共済) (4.未加入)
現在傷病は治っていますか。※	(1.はい) ・ (2.いいえ)	(1.はい) ・ (2.いいえ)	(1.はい) ・ (2.いいえ)
治っているときは治った日※	(昭和) (平成) (令和) 年 月 日	(昭和) (平成) (令和) 年 月 日	(昭和) (平成) (令和) 年 月 日
障害の原因は第三者の行為によりますか。	(1.はい) ・ (2.いいえ) ※「はい」を○で囲んだ場合は、「国民年金・厚生年金保険第三者行為事故状況届」の提出が必要となります。		
傷病の原因は業務上ですか。	(1.はい) ・ (2.いいえ)		
この傷病について右に示す制度から保険給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求予定・請求中のときも同様です。	(1.)労働基準法 (2.)労働者災害補償保険法 (3.)船員保険法 (4.)国家公務員災害補償法 (5.)地方公務員災害補償法 (6.)公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律		
受けられるときは、その給付の種類の番号を○で囲み、支給の発生した日をご記入ください。	(1.)障害補償給付（障害給付） (2.)傷病補償給付（傷病年金） (昭和) (平成) (令和) 年 月 日		

※「治った日」には、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日も含みます。

3

障害給付を請求する傷病名のみご記入ください。

請求書に添付する診断書 「①障害の原因となった傷病名」 欄をご確認ください。

初診日において２０歳前または６０歳以上６５歳未満で厚生年金または共済組合に加入中でない場合は、「未加入」 を○で囲んでください。

交通事故、労働災害、傷害等、障害の原因が第三者の行為による場合は、その旨を窓口にお申し出ください。別途書類が必要です。

請求する傷病の原因が業務上である場合は、その下の欄の中から該当するものを○で囲んでください。

１.～６.の保険給付を受けている場合は、当該給付を受けていることが確認できる書類（コピー）が必要となります。

【用語の説明】

〈初診日とは〉

初診日とは、障害の原因となった病気やけが（以下「傷病」といいます）について、初めて医師または歯科医師 （以下「医師等」といいます）の診療を受けた日をいいます。

同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

〈障害認定日とは〉

障害認定日とは、障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった傷病についての初診日から起算して１年６カ月を過ぎた日をいいます。

また、1年6カ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定し、治療の効果が期待できない場合を含む）は、その日が障害認定日となります。

＜請求書５ページ＞

生計を同じくしている配偶者や子がいる場合は、ご記入ください。

■子の年齢要件は次のいずれかとなります。
・18歳になった後の最初の3月31日まで
・国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

※ 対象となる子が２人を超える場合は、３人目以降を別紙にご記入の上、請求書に添付してください。
なお、別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

4. 配偶者および子についてご記入ください。

(1)配偶者についてご記入ください。

⑭ 氏名	(フリガナ) ネンキン (氏) 年金	(名) ハナコ 花子	⑮ 生年月日 (5.昭和) (7.平成) X X 年 X X 月 X X 日	性別 (1.男) (2.女)
⑯ 個人番号	X X X X X X X X X X X X		⑯ 基礎年金番号 X X X X X X X X X X	

請求者(年金を受ける方)と配偶者の住所が異なるときは、配偶者の住所をご記入ください。

住所の郵便番号	住所 (フリガナ) 市区町村

配偶者について、現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名	年金の種類
(ア) 国民年金法　(イ) 厚生年金保険法　(ウ) 船員保険法 (エ) 国家公務員共済組合法　(オ) 地方公務員等共済組合法　(カ) 私立学校教職員共済法 (キ) その他(　　)	○老齢または退職 ○障害 ○遺族

(2)以下のいずれかに該当する「子」についてご記入ください。
① 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

⑰ 子 Ⓐ欄	氏名	(フリガナ) ネンキン (氏) 年金	(名) ジロウ 二郎	生年月日 (7.平成) (9.令和) X X 年 X X 月 X X 日	
	個人番号	X X X X X X X X X X X X		障害の状態に (ある)・ない	◆診
⑰ 子 Ⓑ欄	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	生年月日 (7.平成) (9.令和) 年 月 日	
	個人番号			障害の状態に (ある)・ない	◆診

職員記入欄
別紙有無
□ 有

＊3人目以降は別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。

「ある」 を○で囲んだ場合は、診断書の提出が必要です。

配偶者や子のマイナンバーを記入いただくことで、戸籍の添付を省略できる場合があります。

5. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

請求者(年金を受ける方)によって生計維持されている配偶者や子がいる場合、「加給年金額」や「子の加算額」が加算されることがあります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。
① 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
② 収入要件を満たしていること(年収850万円(所得655.5万円)以上を有しないことが認められること。)

請求者（年金を受ける方）によって生計を維持されている子がいる場合は、「生計維持関係に関する申立書」にご記入ください。

生計維持関係に関する申立書

申立日(記入日) 令和 X X 年 X X 月 X X 日

1. 上記の配偶者(および子)と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。
(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

(はい)・(いいえ)

1.で「はい」を○で囲んだ場合、同居の事実を明らかにすることができる世帯全員の住民票が必要です。
※ 配偶者や子のマイナンバーを記入した場合、子の世帯全員の住民票は不要です。

2. 請求者(年金を受ける方)によって生計を維持されている方の収入について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1)年収は850万円未満ですか。(または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」に○を付けた方のみご記入ください。(2)この年金の受給権発生時点において、年収850万円(所得655.5万円)未満ですか。
配偶者	(はい)・(いいえ)	(はい)・(いいえ)
子(Ⓐ欄の子)	(はい)・(いいえ)	(はい)・(いいえ)
子(Ⓑ欄の子)	(はい)・(いいえ)	(はい)・(いいえ)

収入について証明する書類が必要です。
※ 配偶者や子のマイナンバーを記入した場合、収入について証明する書類は不要です。

＜生計維持関係について＞

収入関係については生計維持があったことを証明する書類が必要です。
「生計維持とは」以下の２つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。
①生計同一関係があること
・住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。
②収入要件を満たしていること
年収850万円（所得655.5万円)以上を有しないことが認められること。

■個人番号(マイナンバー)による戸籍、住民票、所得証明書等の添付省略について

マイナンバーによる情報連携の仕組みを利用して、情報の取得を行うことにより、戸籍、住民票、所得証明書等の添付省略を行っています。

なお、以下の場合については、原則、戸籍、住民票、所得証明書等が必要となります。
・マイナンバーにより情報連携ができない場合　(マイナンバーのご記入がない場合等)
・過去5年分より前の住民票又は所得証明書等が必要な場合
・令和4年1月10日以前に亡くなった方の情報を確認するために戸籍が必要な場合
・戸籍の電算化前に別の戸籍に移った方の情報を確認するために戸籍が必要な場合（※）

※市区町村の電算化の時期によってはマイナンバーによる情報連携で確認ができない場合がありますので、ご了承ください。
戸籍の電算化については、平成6年より順次行われており、令和2年9月28日に全市区町村で完了しています。

<請求書７ページ>

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

被保険者記録照会回答票をお持ちの方は、☑することで、履歴欄の記入を省略できます。
被保険者記録照会回答票の内容をご確認いただき、相違なければ、☑してください。

6. これまでの年金の加入状況等についてご記入ください。

(1)年金制度の被保険者または組合員等となっていた期間について、下記の履歴欄にご記入ください。

履歴(公的年金制度加入経過)
※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。
(右欄にチェックした場合は記入不要です。)

被保険者記録照会回答票を添付する場合は、以下にチェックしてください。
☑ 被保険者記録照会回答票の記載内容と相違ない

	(1)事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2)事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類
最初	(有) ○○商店	台東区台東２－×	(自) H3 年 4 月 1日 (至) H5 年 3 月 31日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
2		杉並区高井戸西３－５－２４	(自) H5 年 4 月 1日 (至) H8 年 3 月 31日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
3	△△商店(株)	江東区亀戸５－×－×	(自) H8 年 4 月 1日 (至) H11 年 3 月 31日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
4	△△商店(株) 大阪工場	大阪市東区谷町９－×	(自) H11 年 4 月 1日 (至) H23 年 3 月 31日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
5	△△商店(株) 大阪支店	大阪市西区北堀江９－×	(自) H23 年 4 月 1日 (至) H24 年 6 月 30日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
6	△△商店(株) 東京支店	江東区亀戸５－×－×	(自) H24 年 7 月 1日 (至) 年 月 日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等

事業所（会社）の名称、所在地が現在変わっている場合でも、勤務していた当時のものをご記入ください。

(2)今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名	年金の種類
ア. 国民年金法　イ. 厚生年金保険法　ウ. 船員保険法 エ. 国家公務員共済組合法　オ. 地方公務員等共済組合法　カ. 私立学校教職員共済法 キ. その他(　　)	○老齢または退職 ○障害 ○遺族

現在請求中の公的年金があれば、○で囲んでください。
なお、2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止になります。
詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

機構独自項目

7. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

(1)過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。

請求者				
	厚生年金保険		国民年金	
	船員保険			

(2) 改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。(※年金記録の確認に使用します。)

旧姓名	(フリガナ) (氏)	(名)
変更日	(昭和・平成・令和)　年　月　日	

旧姓名	(フリガナ) (氏)	(名)
変更日	(昭和・平成・令和)　年　月　日	

年金記録の確認のため、旧姓名をご記入ください。
３回以上改姓・改名をしている場合は、余白にご記入ください。

8. 配偶者についてご記入ください。

配偶者について、次のことにお答えください。(4.(1)の「個人番号(または基礎年金番号)」欄を記入した方は回答の必要はありません。)
過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。
「ある」と答えた方は、基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。

(ある)　(ない)

配偶者				
	厚生年金保険		国民年金	
	船員保険			

基礎年金番号と異なる記号番号が記載された年金手帳等をお持ちの場合は、その記号番号をすべてご記入ください。
また、記号番号を記入された場合は、ご記入いただいた年金手帳等のコピーを添付してください。

7

＜障害年金の請求ケース＞

ケース1

会社員のＡさん（52歳）は、平成31年4月25日に脳出血で倒れて病院に運ばれましたが、左半身にマヒが残りました。そのため、Ａさんは障害厚生年金を請求することにしました。

解説

ケース１の初診日は平成31年4月25日となり、障害認定日は１年６カ月経過した日である令和2年10月25日となります。障害認定日の症状が国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令（別表第一）に定める障害等級の状態にあれば、障害認定日以降に障害厚生年金を請求することで、障害認定日の翌月分（令和2年11月分）から受け取れます。

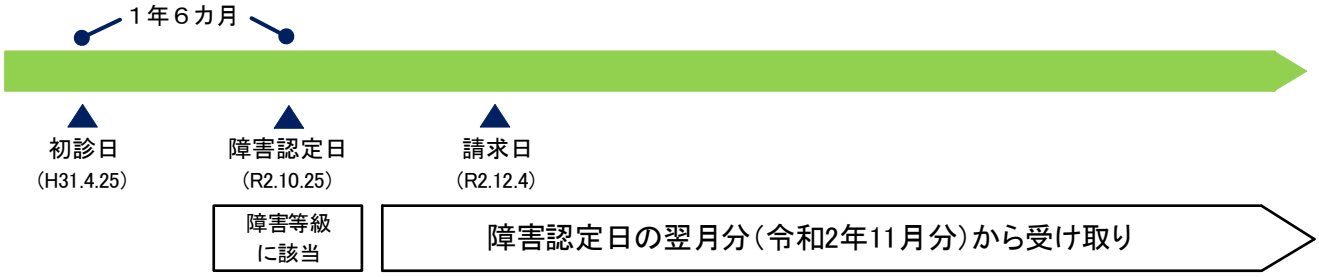

障害認定日による請求

障害認定日に国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令（別表第一）に定める障害等級１級、２級または３級の状態にあるときに障害認定日の翌月分から年金が受けられます（ただし、保険料の納付要件を満たしていることが必要です）。
このことを「障害認定日による請求」といいます。
請求書に添付する診断書は、障害認定日時点の症状がわかるものが必要です。なお、請求する日が、障害認定日より１年以上過ぎているときは、請求手続き以前３カ月以内の症状がわかる診断書も併せて必要となります。
請求書は障害認定日以降に提出することができます。

ケース2

会社員のＢさん（45歳）は、平成25年10月から糖尿病で病院に通っています。最近になって体調が悪くなり、令和2年10月18日から人工透析をはじめたので障害厚生年金を請求することにしました。

解説

ケース２の初診日は平成25年10月に糖尿病で初めて病院に行った日です。障害認定日の症状は軽かったので、障害等級には該当しませんでした。しかし、令和2年10月18日から人工透析（２級相当）を開始したため、人工透析開始日以降に障害厚生年金を請求することで事後重症による障害厚生年金を請求日の翌月分から受け取れます。

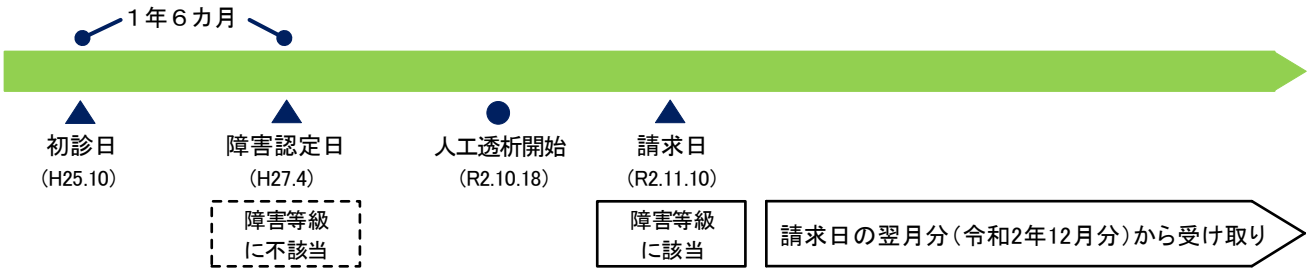

事後重症による請求

障害認定日に国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令（別表第一）に定める障害等級１級、２級または３級の状態に該当しなかった人でも、その後病状が悪化し、１級、２級または３級の障害の状態になったときには請求により障害厚生年金が受けられます（ただし、保険料の納付要件を満たしていることが必要です）。
このことを「事後重症による請求」といいます。
請求書に添付する診断書は、請求手続き以前３カ月以内の症状がわかるものが必要です。
事後重症による請求の場合、請求日の翌月分からの受け取りとなりますので、請求が遅くなると、年金の受け取りが遅くなります。
請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。